

公共工事設計労務単価において新単価を遡及適用する場合の運用

1 新単価を遡及適用する場合の契約手続き

新単価を適用日前の単価に基づく契約に遡及適用する場合、契約書の補則条項である工事請負契約書第 64 条に基づき、発注者と受注者が協議の上、請負代金額を変更することができるものとする。

なお、請負代金額の変更請求があった場合における協議の方法については、工事請負契約書第 25 条の例によるものとし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が請負工事代金の変更額を定め通知することができるものとする。

2 請負代金額等の変更

変更後の請負代金額については、次のとおり算出する。

なお、変更後の請負代金額に、1,000 円未満の端数を生じたときは、原則としてこれを切り捨てるものとする。

変更後の請負代金額

＝新単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格×当初契約の落札率

3 変更協議等の手順

(1) 請負代金額変更可能工事の通知（発注者 → 受注者）

発注者は、変更契約が可能な工事について、別紙様式 1 により受注者に通知する。

(2) 請負代金額の変更協議の請求（受注者 → 発注者）

受注者は、請負代金額の変更を希望する場合、発注者の定める期限までに別紙様式 2 を発注者に提出する。

(3) 変更協議開始の日の通知（発注者 → 受注者）

発注者は、別紙様式 3 により受注者に協議開始の日を通知する。

(4) 請負代金の変更額の協議（発注者 → 受注者）

発注者は、別紙様式 4 により受注者に変更後の請負代金額について協議する。

(5) 変更協議の同意（受注者 → 発注者）

受注者は、発注者が示した請負代金の変更額に同意する場合は、協議開始の日から 14 日以内（休日を除く。）に別紙様式 5 を発注者に提出する。

(6) 請負代金の変更額の通知（発注者 → 受注者）

協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が請負代金の変更額を定め、別紙様式 6 により受注者に通知する。

4 その他

(1) 本通知に基づく次の事項については、各発注者において、工事の状況、対象工事の工期を勘案し、適切に設定すること。

- ① 受注者への請負代金額変更可能工事の通知時期
 - ② 請負代金額の変更に係る受注者からの請求期限
 - ③ 協議開始の日
- (2) 本通知に基づく請負代金額の変更の受注者からの請求については、別紙様式1による発注者からの通知に基づき行うものとする。